

News

シンガポールにおける気候関連開示要求（ISSB基準のミラー） についての新規コンサルテーションペーパーのリリース



IFRSサステナビリティ・ディスクロージャー・スタンダードの最近の以下のリリースに伴い、私たちは極めて重要な状況にいることがわかります。

- 1) IFRS1サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要件
- 2) IFRS2 ISSBからの気候関連の情報開示

会計企業規制庁(ACRA)とシンガポール証券取引所(SGX RegCo)が共同で設置したサステナビリティ・レポートング・アドバイザリー・コミッティー(SRAC)が2023年7月6日に新しいコンサルテーションペーパーを発表しました。

目的はISSB規格の要件をシンガポールのサステナビリティレポート要件にミラーリングすることであり、これはすべての上場企業および大規模な非上場企業に影響を与えるでしょう。

経済的に重要で、バリューチェーン全体の改革を推進するために適した立場にある非上場の大企業に、気候変動報告の義務化を拡大することを提案することで、シンガポールの気候変動に対する野心を行動に移すことを目的としています。

上場企業とともに、ISSBに沿った気候関連の開示を報告し、投資家、貸し手、およびその他のユーザーの情報ニーズを満たすために外部保証を取得する必要があります。

What's New

誰が報告する必要がありますか？

上場企業が先導し、2025年度からISSBに沿ったCRDを報告する必要があります。そして、2027年度からは、少なくとも10億シンガポールドルの収益を上げた非上場企業も報告義務が生じます。それに加えて、2027年にレビューが実施され、数年後の2030年度頃までに、収益が1億シンガポールドル以上の非上場企業に報告を義務付ける可能性を評価します。なお、親会社が同等の基準に基づき気候関連開示を公表しており、当該開示に対象会社が含まれる場合には、子会社における開示は免除される事が提案されています。

何を報告しますか？

ISSB基準の要件を実行可能な範囲で反映した、気候関連開示情報のレポートング。企業は、GRIなどの他の基準を使用して同時に報告する場合があります。スコープ3のGHG排出量など集計に時間を要する情報は、1 - 2年遅れての開示義務化となる予定です。

何を誰によって外部から保証するのですか？

気候関連開示が義務となった2年後から、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量について第三者の限定的保証を取得することが求められます。ACRA登録監査事務所およびSAC認定TIC事務所は、気候監査人に応募することができます。ISSA 5000またはISO 14064-3をモデルにした承認されたローカル規格を使用して保証作業を実施する必要があります。



	気候関連開示の ベースラインの報告 (救済措置あり)	スコープ3 GHG排 出量の報告	スコープ1&2の GHG排出量に対 する第三者の 限定保証の取得
全ての上場企業	2025年	2026年	2027年
年間売上高が10億 シンガポールドル 以上の非上場企業	2027年	2029年	2029年
年間売上高が1億シン ガポールドル以 上10億シンガポ ールドル未満の非上 場企業	2027年に見直しを行い、数年後の2030年度頃までに報告 を義務付けます。		

Our Recommendation

SRACによって定められた新しい要件は、上場企業と大規模な非上場企業の両方にとって3つの実用的な考慮事項を提起します。まず、企業は新しいISSB要件をサステナビリティレポートに組み込むことに対処する必要があります。次に、炭素排出量を効果的に評価するために、スコープ1、2、および3のGHGインベントリを準備する必要があります。最後に、特に上場企業は、投資家やステークホルダーの情報ニーズに応えるために、第三者保証の準備をしなければなりません。

これらの重要な問題を乗り越えるために、企業は以下の6つの重要な分野に焦点を当てた段階的なアプローチを採用することができます。

能力開発



ESGの状況が進化する中、企業は持続可能性に関する組織的な議論を促進するための教育およびエンゲージメントプログラムの実施を検討する必要があります。スタッフに必要なスキルを身に付けさせ、部門間のコラボレーションを促進することで、まとまったサステナビリティ・アプローチを推進することが可能となります。

カーボンプロファイリング



スコープ3排出量の報告期限を踏まえ、GHGインベントリの作成に向けたアクションプランの構築が必要です。それにより、GHGプロファイル及びバリューチェーン全体からの排出量に対する深い理解が可能となります。

サステナビリティ戦略、報告、コミュニケーション



現在の報告の多くはGRI基準に準拠していますが、ISSBは、財務上の影響を伴う重要性、財務諸表との相互に関連する情報、およびより業界固有および業界横断的な指標に焦点を当てています。当社が提供するISSB準備状況の健康診断およびギャップ分析は、企業がISSBを円滑に導入するのを支援するために、包括的な開示とリーダーシップに向けた戦略的ロードマップを提供します。





気候シナリオ分析

ISSB基準では、企業は気候関連のシナリオ分析を使用して気候レジリエンスを評価する必要があります。段階的なアプローチを採用することで、企業は業界固有の気候関連のリスクと機会を徐々に掘り下げ、潜在的な財務上の影響を特定し、長期的な気候戦略を策定することができます。



データおよびデジタルソリューション

さまざまな子会社やシステムから取得する必要がある ESG データ収集プロセス、及びMS Excelなどの手動作業への依存は、要検討項目です。統合されたデータプラットフォームを構築することの重要性を浮き彫りにしています。このプラットフォームは、進化するESG要件に対応したリアルタイムかつ効果的なデータ管理を可能にするために、データの調達、収集、分析機能を備えている必要があります。



保証

企業はESG報告フレームワークまたは基準の選択、その報告プロセス、内部統制、利用可能な証拠、およびESG問題に関連するガバナンスが、限定的または合理的な保証に耐えうるか検討する必要があります。保証準備サービスの提供を受けることも同時に検討することも考えられます。

これらの6つの分野に段階的に戦略的に取り組むことで、企業はサステナビリティ報告の変化する状況を効果的に乗り切り、ISSB要件を円滑に受け入れ、ステークホルダーの共感を得るとともに、環境に好影響を保証するサステナビリティ文化を育むことができます。

ご不明な点がございましたら、当社の専門家にお問い合わせください。



Brian Chi Kuen Ho
Partner
+65 6800 1987
briaho@deloitte.com

Josette Soh
Partner
+65 6530 8067
josoh@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

© 2023 Deloitte & Touche LLP
Designed by CoRe Creative Services. RITM1506224

